

機械器具 5 8 整形用機械器具
一般医療機器 一般的名称 : 骨手術用器械 JMDNコード : 70962001
棘突起スペーサートライアル B-16-C100シリーズ

【警告】

本品は未滅菌である。使用前に必ず適切な方法で洗浄・滅菌を行うこと。
【保守・点検に係る事項参照】

【禁忌・禁止】

1. 本品を整形外科手術時における適切なサイズのインプラント決定以外に使用しないこと。[誤った使用方法は、本品の破損を招く恐れがある]
2. 本品の加工、改造、修理等は行わないこと。[故障・破損の原因となる]
3. 本品を化学薬品にさらさないこと。[腐食による破損の原因となる]

【形状・構造及び原理等】

1. 形状・構造

本品の形状は、以下のとおり。

本品は、先端部のサイズ違いで3種類ある。



2. 原材料／材質

ステンレス鋼

3. 原理

本品を補填位置にあてがい、適切なサイズのインプラントを決定する。

【使用目的又は効果】

本品は、脊柱管拡大術において、補填しようとするインプラントの適切な形状・サイズを決定するために使用する手動式の手術器械である。尚、本品は再使用可能である。

【使用方法等】

インプラントを補填する前に、補填しようとする部位に本品を試適して、適切なインプラントの形状・サイズを決定する。

【使用上の注意】

** 1. 重要な基本的注意

- 1) 本品は未洗浄、未滅菌のため、使用前に必ず洗浄・滅菌を施すこと。
- 2) 本品の使用前に変形や傷、欠けなどの異常がないか、確認の上で使用すること。異常を発見した場合は、使用しないこと。
- 3) 器具表面に衝撃や振動を用いて印を刻む等の二次加工は、破損の原因となるため行なわないこと。
- 4) 手術器具は使用目的に合わせ、繊細かつ精密に作られている。変形あるいは傷をつける等の粗雑な取扱は器具の寿命を著しく低下させるため、粗雑な取扱は行なわないこと。
- *5) 電気メス等を用いた接触凝固は、術者が感電や火傷をする危険性があり、又、器具の表面を損傷するので、本品と共に電気メス等の使用はしないこと。
- *6) 使用後は、直ちに破損、折損等の異常が無かったかを点検すること。破損等が見つかった場合は、破片が体内に遺残していないか調べ、遺残していた場合は摘出等の適切な処置を施すこと。
- *7) 本品がハイリスク手技に使用された場合には、ブリオン病感染予防ガイドラインに従った洗浄・滅菌を実施すること。
- *8) 本品がブリオン病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡すること。

【2. 不具合・有害事象】

本品の使用により以下のような不具合・有害事象が起こる可能性がある。

1) 不具合

- ・過剰な力を加えたことによる製品の破損
- ・金属疲労による製品の破損

2) 有害事象

- ・神経、血管及び組織の損傷
- ・感染症や壞死
- ・金属への過敏反応

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

本品は、高温・高湿を避け、塵やほこりのない清潔な環境下で保管すること。又、水漏れや直射日光は避けるよう注意を払うこと。

【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄

- 1) 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が凝固しないよう、直ちに洗浄すること。
- 2) 洗浄に使用する洗剤は必ず医療用洗剤を使用し、家庭用洗剤は使用しないこと。
- 3) 洗浄の際、目の粗い磨き粉や金属ワールを用いて器具の表面を磨かないこと。器具表面に擦過傷が生じ、錆びや腐食の原因となる。
- 4) 器具が漂白剤、消毒液等の塩素及びヨウ素を含む溶液にさらされた場合には、直ちに清水で洗浄すること。ハログレンイオンを含む溶液は、ステンレス鋼に対して部分的腐食（孔食）の原因となる。
- *5) 強アルカリや強酸性洗剤・消毒剤は器具を腐食させる恐れがあるため、使用は避けること。
- 6) 洗浄後の器具は直ちに乾燥させ、出来れば乾いた布で再度拭取り、湿った状態で長時間放置するのは避けること。器具表面へのシミや錆が発生する原因となる。

2. 滅菌

本品は未滅菌製品であるので、使用前に次の条件、もしくは各施設において本品の滅菌に関するバリデーションが適切に行われ、有効性が確認された滅菌サイクルにて必ず滅菌を行った上で使用すること。

高压蒸気滅菌 温度 121°C 時間 20 分

3. 点検

- 1) 使用後は、傷、割れ、欠け、汚れ、錆の発生等がないか、その他外観に異常がないか確認する。
- 2) 外観の異常や使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は廃棄し新しいものと取り替える必要がある。
- 3) 永年使用しない場合でも、金属疲労による破損が起こることがある。
- *4) 本品は、他の修理業者に修理を依頼しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

サンエー精工株式会社

*電話 : 048-483-5779

*問い合わせ先

サンエー精工株式会社

品質保証部 品質保証グループ

電話 : 048-483-5779